

新たに除雪オペレーターになる方を支援します

①大型特殊免許の取得費用

②除雪機械管理施工技術講習会の受講費用

補助率1/2以内 ①②を併せて上限 1名につき5万円

※①または②のみを申請することも可能です。

ただし、11月14日時点で両方を取得(受講)済の場合のみ補助します。

※予算に限りがあるので、申請は先着順で受付し、申請額の累計が予算額に達し次第、募集期間中であっても受付を終了します。(20名程度予定)

補助の対象となる企業は？

県が管理する道路において
大型特殊免許を必要とする
除雪作業を行う企業です。
(企業毎にお申し込みください。)

- ・グレーダー
- ・ドーザ及び
トラクタショベル(装輪式)
- ・ロータリ(大型特殊自動車に
属す小型除雪車を含む)



対象となるオペレーターは？

49才以下(平成30年4月1日現在)で、
新たに大型特殊免許を取得したり、
除雪講習会を受講する方です。

補助金が交付される条件は？

補助対象となったオペレーターは、
県管理道路の除雪(大型特殊免許を
必要とする作業に限る)を**3年以上**
続けることが必要です。

補助の対象となる経費は？

○対象

- ①大型特殊免許取得の場合
 - ・入学金、適性検査料、技能教習料、教本代、写真代及び検定料
- ②除雪機械管理施工技術講習会受講の場合
 - ・講習会受講費、テキスト代

×対象外

- ①大型特殊免許取得の場合
 - ・免許取得にかかる旅費及び交通費
 - ・仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料及び技能試験料
 - ・延長・補習教習料
- ②除雪機械管理施工技術講習会受講の場合
 - ・講習会受講にかかる旅費及び交通費

募集期間：平成30年6月1日(金)～6月29日(金)

★お問い合わせ、お申込みは 富山県土木部道路課雪対策係へ！！

TEL：076-444-3315